



～セミナーの会場から②～

知財戦略セミナー

経営者向け

～経営者に知っておいてほしい

知的財産の話～

会社の知的財産を効果的に活用・保護するには担当者による取り組みだけでは不十分で、経営者や従業員にも一定の責任・役割が求められます。今回は、経営者を対象に開催した「知財戦略セミナー（経営者向け）」のエッセンスをご紹介します。

1. 中小企業にも知的財産戦略が必須となる時代の到来

知的財産戦略は事業戦略及び研究開発戦略とともに企業の経営戦略の三本柱です。知的財産について必要な措置を怠ったまま事業化を急いだ場合、事業が軌道に乗ってから他社から知財の侵害警告を受け、多大な口スを被るおそれがあります。中小企業といえども、経営者は知的財産にも目を配って頂きたいものです。

具体的に申し上げますと、新商品の企画・開発を行う場合には「特許電子図書館」（活用方法をご紹介しますセミナーを実施中。詳細はP18をご覧ください）における検索や、調査会社への委託などを通じ、他社が保有する知財権を十分に調査する必要があります。その後も、設計、試作、生産、販売などの各段階で同様の調査を行い、他社の知財権を常に把握しながら事業化を進めます。この過程で、出願により自社の知財の権利化を行うことはもちろん、もし他社の知財権を侵害するおそれがある場合は、必要な措置を講じる必要があります。これからは知で勝負の時代。知的財産戦略は市場で勝ち抜くための戦略として不可欠です。

それでは、「知財権」のうち「特許権」を例に、ご説明していきましょう。

2. 他者の特許権を侵害しているかどうかの判断

自社の商品が他者の特許権を侵害しているかどうか、対比する方法を説明します。特許権は、特許公報に記載された「特許請求の範囲」に基づき決定されるため、他社特許に係る「特許請求の範囲」の記載に沿い、構成要素ごとに自社商品の技術と対比を行います。自社商品の技術がこの構成要素をすべて備えていれば他者の特許権を侵害していることとなり、そうでない場合は侵害していないことになります。

侵害に関する判断は微妙な場合も多いですが、この対比の基本的な仕組みは経営者も理解しておく必要があります。判断が微妙・複雑で、お困りの際は東京都知的財産総合センターへ相談にお越しく下さい。

3. 知財の専門組織と人材の育成がカギ

知財権は自社の技術・商品を守る大切な権利ですから、管理を他人任せにせず、社内で専門の組織と人材を養成することが重要です。知財に関する業務は、戦略の策定、発明等の発掘、出願、他社対策や弁理士との対応など多岐にわたるため、十分な時間をかけて人材を育成する必要があります。当センターでは基礎から応用まで、専門人材の養成に必要な各種セミナーを無料で開催しておりますのでご活用ください。

また、申し上げたように知財戦略は経営戦略の柱ですから、知財の所管組織は経営者直属にするとともに、会社の隅々にまで戦略を徹底させなければなりません。経営者は自己研鑽に励んで知財への理解を深め、知財戦略の遂行や侵害警告への対応を適切に行う必要があります。

（知財戦略アドバイザー：村井 雅）

経営に必要な知財戦略

- ・ 知財体制の整備
人材、組織、教育、特許事務所との連携
- ・ 特許ポートフォリオ（特定技術特許群）
基本特許：できるだけ1件にまとめて出願
応用特許：自社ビジネスに必要な案件に絞って
数件出願
周辺特許：出願せずに公開して他社の権利
取得を防ぐ（公開技報）



知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております（無料・予約制）

TEL 03-3832-3656 公社トップページ → 知的財産